

県北広域振興局長告示第23号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号）附則第22条第1項の規定により、平成24年4月1日付けで指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したものとみなす。

平成24年4月24日

県北広域振興局長 松岡 博

1 児童発達支援

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称
0350700019	NPO法人琥珀の泉児童 デイサービス	久慈市夏井町閉伊口第4地割35番地6	特定非営利活動法人琥珀の泉

2 放課後等デイサービス

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称
0350700019	NPO法人琥珀の泉児童 デイサービス	久慈市夏井町閉伊口第4地割35番地6	特定非営利活動法人琥珀の泉